

令和3年(2021年)4月1日から 新しいごみ減量の取り組み 「家庭系ごみ有料化」が始まります



半田市は、ごみの減量化・資源化の推進を図り、循環型社会の形成を目指すため、ごみ処理にかかる費用の一部を排出者である市民の皆様にご負担いただく制度を、令和3年4月1日から開始します。ご理解とご協力をお願いいたします。

◆ごみステーションに出す場合

- ・ **燃やせるごみ**・**燃やせないごみ** をごみステーションに出すときは、**ごみ処理手数料を含む新しい指定ごみ袋**を取扱店で購入し、そのごみ袋に入れてごみステーションに出してください。
- ・ **ペットボトル**・**プラスチック製容器包装**・**紙製容器包装**・**その他紙類** をごみステーションに出すときは、これまでと同様に、「指定資源回収袋」に入れてごみステーションに出してください。
- ・ **発火性危険ごみ** (スプレー缶・ライター等) の出し方は、これまでと同様に、透明・半透明の袋に入れ、発火性危険ごみ分別シールを貼り、燃やせないごみの日にごみステーションに出してください。



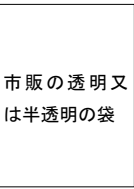



◆クリーンセンターへごみを直接持ち込む場合

- ・ **燃やせるごみ**・**燃やせないごみ**・**粗大ごみ** をクリーンセンターへ持ち込む場合は、ごみの重さに応じて、**10キログラムあたり100円**の手数料を計量窓口でお支払いください。
- ・ クリーンセンターへ直接持ち込む場合は、新しい指定ごみ袋は使用しないでください。
- ・ 資源物等(※)を持ち込む場合は、手数料はかかりません。

※有料化の対象外となるもの

資源物(アルミ缶、スチール缶、空きびん、紙パック、新聞、雑誌、ダンボール、古着、小型家電、刈草・剪定枝、紙製容器包装・その他紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油、羽毛布団)、発火性危険ごみ、蛍光管、乾電池

◎指定ごみ袋の変更点と有料化後の販売価格

種別	現在	有料化後(令和3年4月1日～)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃やせるごみ 	 <p>指定ごみ袋 大 45ℓ 小 30ℓ 特小 20ℓ</p> <p>令和3年4月以降は使用できません</p>	 <p>【新】指定ごみ袋 (燃やせるごみ)</p> <p>大 45ℓ 1袋 10枚入 500円 小 30ℓ 1袋 10枚入 300円 特小 20ℓ 1袋 10枚入 200円</p> <p>※販売価格は消費税込</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃やせないごみ 	 <p>指定袋なし (市販の透明又は半透明の袋)</p>	 <p>【新】指定ごみ袋 (燃やせないごみ)</p> <p>大 45ℓ 1袋 10枚入 500円 小 30ℓ 1袋 10枚入 300円 特小 20ℓ 1袋 10枚入 200円</p> <p>※販売価格は消費税込</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトル ・ プラスチック製容器包装 ・ 紙製容器包装・その他紙類 	 <p>指定資源回収袋 大 45ℓ 小 30ℓ 特小 20ℓ</p>	 <p>指定資源回収袋</p> <p>大 45ℓ 1袋 10枚入 ~130円 小 30ℓ 1袋 10枚入 ~100円 特小 20ℓ 1袋 10枚入 ~65円</p> <p>※販売価格は税別の上限 (販売価格は取扱店により異なります)</p>

半田市家庭系ごみ有料化 Q & A

家庭系ごみの有料化とは？

家庭から排出されるごみを処理するための費用の一部を、排出量に応じて手数料として負担していただく制度です。経済的な動機付けが働くことで、ごみの発生抑制や分別の徹底等ごみに対する意識が高まり、ごみ減量と資源化の推進が期待されます。また、資源の分別などでごみを減らす取り組みをした人は負担が少なく、ごみを多く出す人は負担が多くなることで負担の実質的な公平化が図られます。

全国の6割以上の自治体がすでに実施しており、ごみの減量化・資源化の推進に大きな成果を見せています。

なぜ有料化が必要な？

本市はこれまで様々なごみ減量施策を推進してきましたが、未だ十分な減量化・資源化の達成に至っていません。また、新たなごみ処理施設「知多南部広域環境センター」の令和4年4月の稼働に向けて、より一層のごみ減量に取り組む必要があります。



何のごみが有料になるの？

家庭から出る「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」が有料化の対象です。「資源物」については有料化しません。

ごみ袋の料金は？

ごみ処理手数料が含まれた新しい指定ごみ袋を販売店で購入していただくこととなります。新しい販売価格（税込）は次のとおりです。

新	指定ごみ袋（燃やせるごみ）		
（大）	45 リットル	1袋（10枚入）	500 円
（小）	30 リットル	1袋（10枚入）	300 円
（特小）	20 リットル	1袋（10枚入）	200 円

新	指定ごみ袋（燃やせないごみ）		
（大）	45 リットル	1袋（10枚入）	500 円
（小）	30 リットル	1袋（10枚入）	300 円
（特小）	20 リットル	1袋（10枚入）	200 円

新しいごみ袋はいつから販売するの？

新しい指定ごみ袋の販売開始は、令和3年2月を予定しています。

クリーンセンターへ持ち込んだ場合の料金は？

持ち込まれたごみの重さに応じて、10キログラムあたり100円（税込）の処理手数料をクリーンセンター計量窓口でお支払いください。 ※資源物は手数料をいたしません。

粗大ごみの出し方は？

粗大ごみの出し方は、これまでと同様に、下記の二つの方法があります。

① **クリーンセンターへ直接持ち込む場合**は、重さに応じて10キログラムあたり100円の処理手数料を計量窓口でお支払いください。

② **戸別収集**は、毎週水曜日に実施しており、事前に電話予約（23-3567）が必要です。手数料は、粗大ごみ1点につき2,200円（税込）です。

免除になるごみはないの？

おむつ、ボランティア清掃ごみや地域行事ごみ等については、有料化の対象外とします。

残ったごみ袋は、どうなるの？

現在お使いいただいている指定ごみ袋（黄色）は、令和3年4月1日以降はごみステーションに出す際はお使いいただけません。計画的なご購入をお願いいたします。

有料化の開始後に、残ってしまった未開封のごみ袋については、交換期間を設け、新しい指定ごみ袋へ概ね等価で交換を行います。交換についての詳細は改めて市報等でお知らせいたします。



指定資源回収袋（白色）は、変更ありません。令和3年4月1日以降もご利用いただけます。

お問い合わせ先

半田市市民経済部クリーンセンター

〒475-0803 半田市乙川末広町 50 番地

電話 0569-23-3567 ファクシミリ 0569-21-6405

E-mail clean-c@city.handa.lg.jp